

道の駅「来夢とごうち」再整備事業 募集要項等 新旧対照表

令和5年9月6日

No.	資料名	旧				新			
		頁	項	項目名	内容	頁	項	項目名	内容
1	募集要項 (案)	1	第2章 1	事業の目的	【1段落目】 中国自動車道戸河内インターチェンジ入口に立地する道の駅「来夢とごうち」(以下、「本施設」という。は、本町の玄関口であるとともに、(以下省略)	1	第2章 1	事業の目的	【1段落目】 中国自動車道戸河内インターチェンジ入口に立地する道の駅「来夢とごうち」(以下「 <u>本施設</u> という。)
2	募集要項 (案)	2	第2章 4(1)	施設の立地条件	【敷地面積】の欄 ※別紙2 計画区域図参照	2	第2章 4(1)	施設の立地条件	【敷地面積】の欄 ※ <u>実施方針</u> 別紙2 計画区域図参照
3	募集要項 (案)	13	第3章 3	選定の手順及びスケジュール(予定)	【提案書受付締切】の行 令和6年1月下旬	13	第3章 3	選定の手順及びスケジュール(予定)	【提案書受付締切】の行 令和6年1月 <u>中旬</u>
4	募集要項 (案)	15	第3章 4(5)ウ	募集要項等に関する対話の実施	【内容】 募集要項等に関する対話は、以下の手順により実施する。 ・受付期間：令和5年9月15日(金)～9月29日(金) ・対話の方法：対話を希望する者は、様式1-3「募集要項(案)等に関する対話申込書」に従い、電子メールにより申し込みを行うこと。 ・実施時期：令和5年10月2日(月)～令和5年10月13日(金)(予定) ・提出先：安芸太田町役場 産業観光課 ・E-mail sangyokanko@town.akiota.lg.jp	14	<u>第3章 4(5)</u>	募集要項等に関する <u>個別対話</u> の実施	【内容】 <u>募集要項等に関して、本町との相互の理解を深めることを目的として、以下の手順により個別対話を実施する。</u> ・受付期間： <u>令和5年9月22日(金)まで</u> ・ <u>個別対話</u> の方法： <u>個別対話</u> を希望する者は、様式1-3「募集要項(案)等に関する <u>個別対話</u> 申込書」に従い、電子メールにより申し込みを行うこと。 ・実施時期： <u>令和5年9月25日(月)～令和5年10月6日(金)</u> (予定) ・提出先：安芸太田町役場 産業観光課 ・E-mail sangyokanko@town.akiota.lg.jp <u>実施結果：個別対話の結果は、令和5年10月13日(金)までに本町ホームページにて公表する。</u> <u>なお、質問者の特殊な技術、経営能力等に関わり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると本町が判断したものは公表しない。</u>

No.	資料名	旧				新			
		頁	項	項目名	内容	頁	項	項目名	内容
5	募集要項 (案)	15	第3章 4(6)ア	二次審査(提案審査)書類の受付	【受付期間】 受付期間：令和6年1月8日(月)～令和6年1月19日(金)16:00まで(予定)	16	第3章 4(7)ア	二次審査(提案審査)書類の受付	【受付期間】 受付期間：令和6年 <u>1月9日(火)</u> ～令和6年1月19日(金)16:00まで(予定)
6	募集要項 (案)	16	第3章 4(6)イ	提案書審査及びヒアリングの実施	提出された提案書類について、審査基準に従い、事業者選定審査委員会(以下審査委員会という。)において審査を行う。また、提案書類の審査を行うにあたり、提案内容の確認を行うために、次により応募グループに対し、ヒアリングを実施する。 ・ 提案者に対するヒアリング実施時期：令和6年3月中旬(予定) 具体的なヒアリングの実施日時、場所、実施にあたっての留意事項等は、応募グループに対し、個別に書面により通知する。 なお、ヒアリングにおいては、提案書類に記載した内容以外の提案を行ってはならず、追加の提案書類の提出は認めない。	16	第3章 4(7)イ	提案書審査及び <u>プレゼンテーション</u> の実施	提出された提案書類について、審査基準に従い、事業者選定審査委員会(以下審査委員会という。)において審査を行う。また、提案書類の審査を行うにあたり、提案内容の確認を行うために、次により <u>プレゼンテーション</u> を実施する。 ・ <u>プレゼンテーション</u> 実施時期：令和6年3月中旬(予定) 具体的な <u>プレゼンテーション</u> の実施日時、場所、実施にあたっての留意事項等は、応募グループに対し、個別に書面により通知する。 なお、 <u>プレゼンテーション</u> においては、提案書類に記載した内容以外の提案を行ってはならず、追加の提案書類の提出は認めない。
7	募集要項 (案)	17	第3章 5(1)	審査委員会の設置	【2段落目】 応募グループが、最優秀提案者決定までに各委員に対し、事業者選定に関して接触等の働きかけを行った場合は失格とする。	17	第3章 5(1)	審査委員会の設置	【2段落目】 応募グループが、最優秀提案者決定までに各委員に対し、 <u>応募グループの提案内容に関して意見交換を行ったことが認められる場合は失格とする。</u>
8	募集要項 (案)	22	別紙1 1	サービス対価の構成	【サービス対価A】の明細の欄 設計及び建設業務に係る対価のうち、本町が国から受ける補助金・交付金及び本町が借り入れる地方債により、設計・建設期間中に一時金として支払う額	22	別紙1 1	サービス対価の構成	【サービス対価A】の明細の欄 設計及び建設業務に係る対価のうち、本町が国から受ける補助金・交付金及び本町が借り入れる地方債により、設計・建設期間中 <u>又は竣工段階において</u> 一時金として支払う額

No.	資料名	旧				新			
		頁	項	項目名	内容	頁	項	項目名	内容
9	募集要項 (案)	23	別紙1 2(1)	サービス対価 Aの算定方法	【サービス対価Aの算定方法】の表中、算定方法の欄 ○屋内施設 (提案施設を除く観光案内所・情報提供施設・会議室、飲食施設、特産品・加工品販売所、農産物直売所、子育て支援スペース、トイレ、事務所・機械室、金融窓口の建設費) ○屋外施設 (提案施設を除く遊具施設、イベント広場、外構、駐車場・通路、バス停留所、バックヤードの実施設設計費及び建設費) ○什器・備品(提案施設を除く) 耐用年数5年以上、200千円以上、かつ施設と不可分のもの	23	別紙1 2(1)	サービス対価 Aの算定方法	【サービス対価Aの算定方法】の表中、算定方法の欄 ○屋内施設 (提案施設を除く観光案内所・情報提供施設・会議室、飲食施設、特産品・加工品販売所、農産物直売所、子育て支援スペース、トイレ、事務所・機械室、金融窓口の <u>設計費、建設・工事監理費</u>) ○屋外施設 (提案施設を除く遊具施設、イベント広場、外構、駐車場・通路、バス停留所、バックヤードの <u>設計費及び建設・工事監理費</u>) ○ <u>屋内施設の新設のために不可欠な解体工事費</u> ○什器・備品(提案施設を除く) 耐用年数5年以上、200千円以上、かつ施設と不可分のもの
10	募集要項 (案)	24	別紙1 2(2)	サービス対価 Bの算定方法	【基準金利】の表中、【提案時の基準金利】の欄 提案時の基準金利は令和6年2月1日時点の全銀協日本円 TIBOR レート6ヶ月物とする。	24	別紙1 2(2)	サービス対価 Bの算定方法	【基準金利】の表中、【提案時の基準金利】の欄 提案時の基準金利は <u>令和5年月11日1日時点</u> の全銀協日本円 TIBOR レート6ヶ月物とする。
11	様式集	6	第1章 1(3)	募集要項等に関する対話申込書	【様式1-3】内(8箇所)対話	6	第1章 1(3)	募集要項等に関する <u>個別対話</u> 申込書	【様式1-3】内(8箇所) <u>個別対話</u>